

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

福島県沖地震対策特別資金

(2月13日に発災した福島県沖地震の被災事業者のための融資)

令和3年2月13日発災した福島県沖地震により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆様への資金繰りに、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「福島県沖地震対策特別資金」をぜひご利用ください。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となりますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

- **対象者** 令和3年福島県沖を震源とする地震に係る災害救助法の適用地域内に事業所を有する中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。(セーフティネット保証4号)
- **対象地域** 災害救助法の適用地域(指定期間 令和3年5月18日まで)
福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、新地町
- **要件** 地震に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。
①最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ
②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
※売上高の減少について市町村長の認定が必要(令和3年5月18日まで)。
- **融資限度** 運転資金、設備資金8,000万円(併用時は8,000万円限度)
- **融資期間** 10年以内(うち据置1年以内)
- **融資利率** 固定 年1.5%以内
- **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。
年0.5%(責任共有制度対象外100%保証)
- **担保** 審査により必要になる場合があります。
- **保証人** 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要)
- **取扱期間** 令和3年6月30日保証申込、令和3年7月31日融資実行分まで
(ただし、危機関連保証及びセーフティネット保証4号の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。)
- **申込み先** 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。